

実技試験（個人資産相談業務）解答

【第1問】

- 問1 正解 ① 781,700（円） ② 961,229（円） ③ 650（円）
④ 961,879（円）

<計算の手順>

1. 老齢基礎年金の年金額（円未満四捨五入）
（① 781,700）円
2. 老齢厚生年金の年金額
 - （1）報酬比例部分の額（円未満四捨五入）
（② 961,229）円
 - （2）経過的加算額（円未満四捨五入）
（③ 650）円
 - （3）基本年金額（上記「（1）＋（2）」の額）
961,879円
 - （4）加給年金額（要件を満たしている場合のみ加算すること）
 - （5）老齢厚生年金の年金額
（④ 961,879）円

<解説>

- ① 老齢基礎年金は20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めると、65歳から満額の老齢基礎年金が支給される。保険料を免除した期間の年金額は、免除の時期と免除の種類に応じて算出するが、保険料の未納期間や学生納付特例期間などの保険料を追納しなかった場合には、年金額の計算の対象期間に含めない。Aさんの国民年金保険料納付済期間（34月）と厚生年金保険被保険者期間（84月＋362月）との合計月は480月になる。

$$781,700円 \times \frac{480月}{480月} = 781,700円$$

- ② 老齢厚生年金額を計算するときには、2003年3月31日(a)までと2003年4月1日以後(b)とに分けて算出する。

$$(a) 280,000円 \times \frac{7.125}{1,000} \times 84月 + (b) 400,000円 \times \frac{5.481}{1,000} \times 362月 \\ = 961,228.8 \div 961,229円$$

- ③ 経過的加算額

$$1,630円 \times 446月 - 781,700円 \times \frac{446}{480} = 650.416 \div 650円$$

加給年金額

加給年金額は厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある人が、65歳到達時点でその人に生計を維持されている65歳未満の配偶者、18歳到達年度の末日までの間の子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子がいるときに加算される。Aさんが65歳になったときにおいて、配偶者Bさんはすでに65歳に達しているため加給年金額は支給されない。

- ④ 老齢厚生年金の額

$$961,229円 + 650円 = 961,879円$$

問2 正解

	①	②	③
記号	ホ	ロ	チ

- I 「Aさんおよび妻Bさんは、老後の年金収入を増やす方法として、個人型年金に加入することができます。拠出できる掛金の限度額は、Aさんの場合は年額144,000円、妻Bさんの場合は年額（① 276,000）円です。Aさんおよび妻Bさんが60歳到達時に老齢給付金を受給するためには、通算加入者等期間が（② 10）年以上必要となります」
- II 「個人型年金のメリットの1つとして、税制の優遇措置が挙げられます。拠出する掛金は全額（③ 小規模企業共済等掛金控除）として所得控除の対象となります。また、老齢給付金を年金で受け取った場合、当該給付金は雑所得として総合課税の対象となりますが、老齢基礎年金および老齢厚生年金と同様に公的年金等控除の対象となります。なお、個人型年金は、Aさんの指図に基づく運用実績により、将来の年金受取額が増減する点に留意する必要があります」

<解説>

- ① Bさんの勤務先は確定拠出年金の企業型年金および他の企業年金を実施していない企業であり、年額276,000円まで拠出することができる。

個人型年金加入者の区分		拠出限度額／年額
第一号加入者（自営業者等）		816,000円／年
第二号加入者	企業型年金、確定給付型の年金のいずれも実施していない企業の加入者	276,000円／年
	企業型年金のみを実施している企業の加入者	240,000円／年
	確定給付型の年金のみを実施している企業の加入者	144,000円／年
	企業型年金、確定給付型の年金の両方を実施している企業の加入者	
	公務員	
第三号加入者（専業主婦等）		276,000円／年

- ② 老齢給付金は、請求しようとする者の所定の通算加入者等期間（60歳に達した月の前月までの加入者期間と運用指図者期間を合算した期間）に応じて請求することができる。60歳到達時に老齢給付金を受給するためには、通算加入者等期間が10年以上必要となる。

請求しようとする者	通算加入者等期間
60歳以上61歳未満の者	10年
61歳以上62歳未満の者	8年
62歳以上63歳未満の者	6年
63歳以上64歳未満の者	4年
64歳以上65歳未満の者	2年
65歳以上の者	1月

- ③ 小規模企業共済等掛金控除は、小規模企業の経営者などのための退職金制度である小規模企業共済制度に対する掛金のほか、企業型確定拠出年金での加入者掛金、個人型確定拠出年金の掛金についても払った掛金の全額が所得から控除され、所得税、住民税の額が軽減される。

問3 正解

	①	②	③
○×の判定	○	×	×

<解説>

- ① 特別支給の老齢厚生年金を受け取るためには、次の生年月日要件を満たしている必要がある。
- ・男性の場合、1961（昭和36）年4月1日以前に生まれたこと。
 - ・女性の場合、1966（昭和41）年4月1日以前に生まれたこと。
- Aさんは1973年生まれ、Bさんは1972年生まれであるため、特別支給の老齢厚生年金は支給されない。
- ② 確定拠出年金の個人型年金から脱退一時金の支給を受けるためには、国民年金の保険料免除者であること、通算拠出期間が1ヵ月以上3年以下、または個人別管理資産が25万円以下であること、などの要件をすべて満たしている必要がある。
- ③ 国民年金の学生納付特例制度は、学生本人の所得が一定額以下であること要件であり、家族の所得の多寡は問われない。

【第2問】

問4 正解 ① 13.01（%） ② 3.16（%）

<解説>

- ① 50期におけるROE

ROEは自己資本利益率ともいい、企業の自己資本に対する当期純利益の割合をいう。本問では、自己資本の金額と純資産の金額は同じだと記述があるため、純資産を用いて算出する。

$$\text{自己資本利益率 (ROE)} = \text{当期純利益} \div \text{自己資本} \times 100$$

自己資本は49期と50期の平均を用いる。

$$255,000 \text{ 百万円} \div \left\{ (1,920,000 \text{ 百万円} + 2,000,000 \text{ 百万円}) \times \frac{1}{2} \right\} \times 100 \\ = 13.010 \dots \approx 13.01\%$$

- ② 50期における配当利回り

配当利回りは、株価に対する年間配当金の割合をいう。

$$\text{配当利回り} = 1 \text{ 株当たりの年間配当金} \div \text{株価} \times 100$$

$$1 \text{ 株当たりの年間配当金} = \text{配当金総額} \div \text{発行済株式数}$$

$$96,000 \text{ 百万円} \div 8 \text{ 億 (800 百万) 株} = 120 \text{ 円}$$

$$120 \text{ 円} \div 3,800 \text{ 円} \times 100 = 3.157 \dots \approx 3.16\%$$

問5 正解

	①	②	③
○×の判定	×	×	×

<解説>

- ① 米国のISM製造業景況感指数は、製造業の景況感を示す指数のひとつであり、製造業の購買・供給管理責任者を対象に各企業の受注や生産、価格などについてアンケート調査を実施している。当該指数が50%を上回ると景気拡大、50%を下回ると景気後退と判断される。
- ② 米国の雇用統計は米国の労働省から毎月発表される。
- ③ 2019年における米国の政策金利は、3回連続して利下げが行われた。米中貿易戦争や世界経済減速の影響などを緩和するためだといわれている。

問6 正解

	①	②	③
○×の判定	○	×	×

<解説>

- ① $(4,000円 - 3,800円) \times 100株 = 2万円$
 特定口座（源泉徴収あり）であるため、売買益2万円に対して20.315%相当額が源泉徴収等される。
- ② X社株式の権利付き最終日は、権利確定日の3営業日前である2020年11月26日（木）である。決算期である11月30日を含めて数える。
- ③ X社株式のPBR = 株価 ÷ 1株当たり純資産
 $3,800円 \div (2,000,000百万円 \div 8億株) = 1.52$
 PBRが高いほうが株価は割高だと判断される。

【第3問】

問7 正解

	①	②	③
記号	へ	イ	ホ

「通常の医療費控除は、その年分の総所得金額等の合計額が200万円以上である居住者の場合、その年中に支払った医療費の総額から保険金などで補填される金額を控除した金額が（① 100,000）円を超えるときは、その超える部分の金額（最高200万円）をその居住者のその年分の総所得金額等から控除します。また、通常の医療費控除との選択適用となるセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）では、定期健康診断や予防接種などの一定の取組みを行っている者が自己または自己と生計を一にする配偶者等のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合、その額が（② 12,000）円を超えるときは、その超える部分の金額（最高（③ 88,000）円）を総所得金額等から控除することができます」

<解説>

① 医療費控除の金額は、次の式で算出する（最高で200万円）。

実際に支払った医療費の合計額－保険金などで補てんされる金額－100,000円

ただし、その年の総所得金額等が200万円未満の人は、100,000円の代わりに総所得金額等の5%の金額を差し引く。Aさんの給与収入は800万円であり、不動産所得のマイナスを考慮しても、総所得金額は200万円以上となるため、10万円を控除する。

② セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）は、通常の医療費控除との選択により、適用する。その年中の特定一般用医薬品等購入費の合計額（保険金等により補てんされる部分の金額を除く）のうち、12,000円を超える場合に、セルフメディケーション税制の適用を受けることができる。

③ セルフメディケーション税制は、88,000円が上限となっている。

問8 正解

	①	②	③
○×の判定	×	○	○

<解説>

- ① 純損失の繰越控除は青色申告者が対象である。純損失とは、損益通算の規定を適用してもなお控除しきれない部分の金額を指す。Aさんは給与所得のほうが多いため、不動産所得と損益通算を行うことができる。
- ② 配偶者控除の額は、控除を受ける納税者本人の合計所得金額、及び控除対象配偶者の年齢により異なる。Aさんの合計所得金額は900万円以下であり、妻Bさんは53歳であるため、配偶者控除の控除額は、38万円となる。

控除を受ける納税者本人の 合計所得金額	控除額	
	一般の控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円

- ③ 記述のとおり。

問9 正解 ① 5,300,000 (円) ② 630,000 (円) ③ 480,000 (円)

(a) 総所得金額	(① 5,300,000) 円
医療費控除	□□□円
社会保険料控除	□□□円
生命保険料控除	□□□円
地震保険料控除	□□□円
配偶者控除	380,000円
扶養控除	(② 630,000) 円
基礎控除	(③ 480,000) 円
(b) 所得控除の額の合計額	2,900,000円
(c) 課税総所得金額 ((a) - (b))	2,400,000円

<解説>

① 給与収入 8,000,000円

給与所得控除額 $8,000,000円 \times 10\% + 1,100,000円 = 1,900,000円$

給与所得の金額 $8,000,000円 - 1,900,000円 = 6,100,000円$

不動産所得の金額 ▲1,000,000円

損益通算の対象となるのは、土地等の取得に係る負債の利子200,000円を控除した800,000円となる。

総所得金額 $6,100,000円 - 800,000円 = 5,300,000円$

② 特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、その年の12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の人をいい、控除額は630,000円となる。長女Cさんは19歳であり、特定扶養親族に該当する。

③ 基礎控除は、納税者本人の合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとなる。

納税者本人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

【第4問】

問10 正解 ① 100 (%) ② 588 (㎡) ③ 300 (%) ④ 2,280 (㎡)

<計算の手順>

1. 建蔽率の上限となる建築面積

(1) 近隣商業地域の部分

$$300\text{㎡} \times (\text{① } 100) \% = (\text{㉑ } 300) \text{㎡}$$

(2) 第一種住居地域の部分

$$360\text{㎡} \times 80\% = (\text{㉒ } 288) \text{㎡}$$

(3) 建蔽率の上限となる建築面積

$$(\text{㉑ } 300) \text{㎡} + (\text{㉒ } 288) \text{㎡} = (\text{② } 588) \text{㎡}$$

2. 容積率の上限となる延べ面積

(1) 近隣商業地域の部分

・指定容積率：400%

・前面道路幅員による容積率の制限：480%

したがって、上限となる容積率は、400%である。

$$\text{延べ面積の限度} : 300\text{㎡} \times 400\% = (\text{㉓ } 1,200) \text{㎡}$$

(2) 第一種住居地域の部分

・指定容積率：300%

・前面道路幅員による容積率の制限：320%

したがって、上限となる容積率は、300%である。

$$\text{延べ面積の限度} : 360\text{㎡} \times (\text{③ } 300) \% = (\text{㉔ } 1,080) \text{㎡}$$

(3) 容積率の上限となる延べ面積

$$(\text{㉓ } 1,200) \text{㎡} + (\text{㉔ } 1,080) \text{㎡} = (\text{④ } 2,280) \text{㎡}$$

<解説>

① 防火地域に指定され、指定建蔽率が80%の地域において、耐火建築物を建設する場合には建蔽率は適用されない。100%が甲土地の建蔽率になる。

$$300\text{㎡} \times 100\% = 300\text{㎡}$$

一方、乙土地の指定建蔽率は60%であるが、準防火地域に耐火建築物を建設すること、特定行政庁が指定している角地であることから、それぞれ10%ずつ緩和され80%となる。

$$360\text{㎡} \times 80\% = 288\text{㎡}$$

$$\text{② } 300\text{㎡} + 288\text{㎡} = 588\text{㎡}$$

③ 容積率の上限となる延べ面積

甲土地（近隣商業地域）の道路は8mの市道と6mの市道の2本があるが、容積率を算出する際の道路は広い方を用いる。市道は12m未満であるため、前面道路幅員による容積率の制限が適用される。

指定容積率 400%

前面道路幅員による容積率の制限 $8\text{m} \times 6/10 = 480\%$

∴400%

$$300\text{㎡} \times 400\% = 1,200\text{㎡}$$

乙土地（第一種住居地域）の指定容積率 300%

前面道路幅員による容積率の制限 $8\text{m} \times 4/10 = 320\%$

∴300%

$$360\text{㎡} \times 300\% = 1,080\text{㎡}$$

$$\text{④ } 1,200\text{㎡} + 1,080\text{㎡} = 2,280\text{㎡}$$

問11 正解

	①	②	③
○×の判定	○	○	×

<解説>

- ① 用途地域による建築物の制限については、その敷地の全部について、敷地の過半の属する第一種住居地域の建築物の用途に関する規定が適用される。
- ② 事業者が土地の上にマンションなどの建物を建設し、土地と建物の評価額に応じて双方が土地と建物を取得する方法を等価交換方式という。
- ③ 駐車場の床面積については、当該建築物の各階の床面積の合計の5分の1を限度として、容積率算定上の延べ面積から除外することができる。

問12 正解

	①	②	③
記号	ロ	チ	へ

- I 「対象地の面する道路に付された『300C』『200C』の数値は、1㎡当たりの価額を千円単位で表示した相続税路線価です。数値の後に表示されている『C』の記号（アルファベット）は、借地権割合が（① 70%）であることを示しています」
- II 「正面と側方に路線がある宅地（角地）の価額は、『(正面路線価×奥行価格補正率＋側方路線価×奥行価格補正率×（② 側方路線影響加算率））×地積』の算式により評価します。対象地の場合、正面路線は幅員8m市道になります」
- III 「Aさんが対象地に賃貸マンションを建設した場合、相続税額の計算上、対象地は貸家建付地として評価されます。仮に、対象地の自用地価額を2億円、借地権割合（① 70%）、借家権割合30%、賃貸割合100%とした場合、当該土地の相続税評価額は（③ 1億5,800万円）となります」

<解説>

- ① 借地権の価額は、自用地としての価額に借地権割合を乗じて求める。借地権割合は、借地事情が似ている地域ごとに定められており、路線価図や評価倍率表に表示されている。Cは70%である。

記号	借地権割合
A	90%
B	80%
C	70%
D	60%
E	50%
F	40%
G	30%

- ② 側方路線影響加算は、宅地が正面と側方との2つの路線に接している場合に評価額を加算する。土地評価単価は、次の算式で計算を行う。

正面路線価×奥行価格補正率＋側方路線価×奥行価格補正率×側方路線影響加算率

- ③ 貸家建付地は次のように評価を行う。

貸家建付地の価額

$$\begin{aligned}
 &= \text{自用地としての価額} - \text{自用地としての価額} \times \text{借地権割合} \times \text{借家権割合} \times \text{賃貸割合} \\
 &= 2 \text{億円} - 2 \text{億円} \times 70\% \times 30\% \times 100\% \\
 &= 1 \text{億}5,800 \text{万円}
 \end{aligned}$$

【第5問】

問13 正解

	①	②	③
○×の判定	×	○	○

<解説>

- ① 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合、本特例の非課税限度額は省エネ等住宅で最高1,500万円、一般住宅で最高1,000万円となる。

住宅用家屋の新築等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
2019年4月1日～2020年3月31日	3,000万円	2,500万円
2020年4月1日～2021年3月31日	1,500万円	1,000万円
2021年4月1日～2021年12月31日	1,200万円	700万円

- ② 受贈者には贈与を受けた年の1月1日において、20歳以上であること、贈与を受けた年の年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円以下であることなどの要件がある。
- ③ 記述のとおり。

問14 正解 ① 4,800(万円) ② 6,885(万円) ③ 30,870(万円)

(a) 課税価格の合計額		9億円
	(b) 遺産に係る基礎控除額	(① 4,800)万円
課税遺産総額((a) - (b))		8億5,200万円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻Bさん	1億7,100万円
	長男Cさん	(② 6,885)
	二男Dさん	6,885万円
相続税の総額		(③ 3億870)万円

<解説>

① 法定相続人は、妻Bさん、長男Cさん、二男Dさんの3人。

遺産に係る基礎控除額：3,000万円＋600万円×3人＝4,800万円

課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を差し引き、課税遺産総額を求める。

相続税の総額は課税遺産総額を法定相続分で仮分割を行い、相続税の速算表に当てはめて算出した額を合計して求める。

9億円－4,800万円＝8億5,200万円

妻Bさん：8億5,200万円× $\frac{1}{2}$ ＝4億2,600万円

4億2,600万円×50%－4,200万円＝1億7,100万円

② 長男Cさん：8億5,200万円× $\frac{1}{2}$ × $\frac{1}{2}$ ＝2億1,300万円

2億1,300万円×45%－2,700万＝6,885万円

二男Dさん：8億5,200万円× $\frac{1}{2}$ × $\frac{1}{2}$ ＝2億1,300万円

2億1,300万円×45%－2,700万＝6,885万円

③ 相続税の総額

1億7,100万円＋6,885万円＋6,885万円＝3億870万円

問15 正解

	①	②	③	④
記号	ニ	チ	ロ	ヌ

- I 「遺言により、自宅および現預金等を妻Bさん、X社関連の資産（X社株式、X社本社敷地・建物）を長男Cさんに相続させた場合、二男Dさんの遺留分を侵害するおそれがあります。仮に、遺留分算定の基礎となる財産が9億円の場合、二男Dさんの遺留分の金額は、(① 1億1,250万円)となります」
- II 「公正証書遺言は、証人2人以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がこれを筆記して作成するものです。推定相続人である妻Bさんや長男Cさんを証人にすること (② はできません)」
- III 「長男CさんがX社本社敷地を相続により取得し、当該敷地について、特定同族会社事業用宅地等に係る小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けた場合、当該敷地（相続税評価額9,000万円）について、課税価格に算入すべき価額を(③ 3,240万円)とすることができます。なお、自宅敷地とX社本社敷地について、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けようとする場合、(④ それぞれの宅地の適用対象の限度面積まで適用を受けることができます)」

<解説>

- ① 二男Dさん法定相続分は、 $1/4$ 、遺留分は $1/4 \times 1/2 = 1/8$ となる。
遺留分算定の基礎となる財産の価額が9億円である場合、
 $9\text{億円} \times 1/8 = 1\text{億}1,250\text{万円}$
- ② 未成年者、遺言で財産を譲りうける人、その配偶者、その直系血族など一定の人は公正証書遺言の証人になることができない。
- ③ X社本社敷地（500㎡）の「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額は9,000万円。
特定同族会社事業用宅地等に係る小規模宅地等の上限は400㎡までである。
X社本社の敷地は、500㎡であり、このうち400㎡が特定同族会社事業用宅地等に係る小規模宅地等の80%減額対象になる。
$$9,000\text{万円} - \left(9,000\text{万円} \times \frac{400\text{㎡}}{500\text{㎡}} \times 80\%\right) = 3,240\text{万円}$$
- ④ 特定居住用宅地等と特定事業用宅地等を併用するときは、それぞれ宅地の適用対象の限度面積まで適用となっている。